航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定

昭和53年8月29日 千葉県告示第 695号 改正 平成3年11月29日 千葉県告示第 1017号 改正 平成8年4月1日 千葉県告示第 441号 改正 平成13年5月11日 千葉県告示第 592号 改正 平成25年2月22日 千葉県告示第 70号 改正 平成30年3月23日 千葉県告示第 132号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により航空機騒音に係る環境 基準(昭和48年環境庁告示第154号)の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定 める。

地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第1に掲げる区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第2に掲げる工業団地を除いた地域
П	別表第1に掲げる区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により 定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表 第2に掲げる工業団地

別表第1

7. T.				
飛行場名	区域			
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。			
東京国際空港	木更津市及び君津市の全域。			
及び	ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業			
木更津飛行場	専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。			
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ケ谷市及び白井市のうち別図第1に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。			

備考 別図第1は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表第2

名 称	市町村名	区域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第2で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷、松尾町下野及び松尾町下之郷 のうち別図第2で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第2で示す部分

備考 別図第2は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。